

瀬戸内市手話言語条例

平成 30 年 3 月 20 日

条例第 8 号

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、豊かな社会生活を営むために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用できる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。また、ろう者以外の者もろう者を理解する機会が少なく、お互いが十分に分かり合うことができなかった。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話は言語として位置付けられた。さらに、平成 28 年 4 月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行された。しかしながら、手話に対する理解の広がりやいまだ感じる状況には至っていない。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広げ、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができるまちを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 [この条例](#)は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と普及の促進及び手話を使いやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者が自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であることが認識され、ろう者が手話によるコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、[前条](#)の基本理念に基づき、手話に対する市民の理解を広げ、手話の普及及び手話を使いやすい環境構築のための施策を推進するものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力し、ろう者が暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力し、ろう者が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境を整備するための合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 市長は、[第3条](#)の規定に基づき、施策を推進するための方針(以下「推進方針」という。)を策定するものとする。

2 推進方針の策定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話の意義及び基本理念に対する市民の理解の促進に関する事項
- (2) ろう者が地域社会において情報の取得及び手話の利用をしやすい環境の整備に関する事項
- (3) 手話による意思疎通支援に関する事項
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、推進方針の策定及びこれに基づく施策の実施状況の点検、見直しのため、ろう者及び意思疎通支援者等との協議の場を設けるものとする。

(委任)

第7条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。